

平成 30 年 9 月 4 日

学友会
体育会
文化団体連盟
学生課外活動団体 役員・構成員各位

学生支援センター

【重要】暴風警報発令に伴う課外活動の禁止について（通知）

京都市に大雨・暴風警報が発令されました。

学生課外活動団体要項第 19 に基づき、課外活動を禁止します。

各自、今後の台風及び運行状況を確認し、適宜判断のうえ、早期に帰宅するなど適切に行動してください。

なお、体育館、武道場及び東 3 号館（ノートルダム館）は、松ヶ崎地区の避難所として指定されているため、この通知を以って使用禁止とします。避難所が開設された場合は、解除されるまでの間、使用禁止となりますので、留意してください。

■ 京都工芸繊維大学学生課外活動団体要項 <抜粋>

（警報発令時等における取扱い）

第 19 警報発令時等における課外活動の実施については、警報発令時等における授業・試験の取扱いについて（平成 27 年 4 月 8 日工芸科学部長・工芸科学研究科長裁定）を準用する。

■ 警報発令時等における授業・試験の取扱いについて

https://www.kit.ac.jp/campus_index/lesson_schedule/weather/

本件問合せ先（担当）

京都工芸繊維大学 学生サービス課 学生生活係

E-Mail: stu_seikatu@jim.kit.ac.jp

TEL: 075-724-7144, 075-724-7147